

統計法改正によるオーダーメード集計、匿名データ利用の変更点について

2019年5月1日より、現行の統計法(平成19年法律第53号)が改正され、下記に記載する事項が大きく変更となります。主な変更点については、以下の通りとなります。

詳細につきましては、統計センターHP をご参照いただくか、メールにてお問い合わせいただけますよう、お願いいたします。

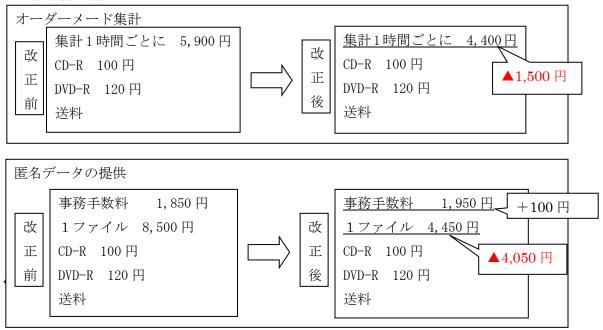
【受付窓口】

独立行政法人統計センター情報技術センター統計情報提供課 利用相談/利用審査係 (メールアドレス) nijiriyou_atmark_nstac.go.jp

※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

主な変更事項

◆ 手数料の額



▶ 利用者の範囲の拡大

改正前

改正後

学術研究の発展に資すると認められる者 (学術研究目的)

すると認められる者 学術研究の発展に資

官民データ活用推進基本法において、我が国の集中的に対応すべき諸課題に対しデータの利活用を推進することで解決が期待できる重点分野として指定されている8つの分野※のいずれかに係る統計の作成等(官民データ統計利活用事業目的)

(※ ①電子行政、②健康・医療・介護、③観光、④金融、 ⑤農林水産、⑥ものづくり、⑦インフラ・防災・減災等、 ⑧移動の8分野)

国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計等の作成(国際比較統計利活用事業目的)

研究目的(オーダーメード集計)

| 学術研究目的(匿名データ)

た学又は高等専門学校

高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、特別支援学校 (高等部に限る)、大学、高等専門学校又は専修学校(一般 課程を除く。)における教育(教育目的)

> 二段階の公表制度の導入

・第一段階 利用前

	オーダーメード集計	匿名データ
公表の	申出者から依頼書の提出及び入	申出者の匿名データ受領後1か月
時期	金を受けて契約が成立した日か	以内
	ら1か月以内	
公表事項	Į	
1)	申出者の「氏名」又は「法人等の	申出者の「氏名」又は「法人等の名
	名称」	称」
2	統計の作成等に利用する調査票	提供した匿名データに係る統計調
	情報に係る統計調査の名称	査の名称
3	申出者(個人申出の場合)の職	申出者(個人申出の場合)の職業、
	業、所属等	所属等
4	契約が成立した日	申出者が匿名データを受領した日
5	研究・授業科目・事業の名称	研究・授業科目・事業の名称

·第二段階 利用後

	オーダーメード集計	匿名データ	
公表の	下記①~③は、受領後原則として	利用期間終了後(あるいは研究成果の	
時期	3か月以内。また、下記④につい	公表後又は教育・事業等の終了後)、	
	て、研究・教育・事業の終了後3か	3か月以内	
	月以内		
公表事項	lm/		
1	原則として統計成果物	提出された統計若しくは統計的研究	
		の成果又はその概要	
2	オーダーメード集計の実施に当た	匿名データに係る統計調査の名称、	
	り利用した調査票情報に係る統計	年次、その他の当該匿名データを特	
	調査の名称、年次、地域区分	定するために必要な事項	
3	統計の作成の方法又は統計的研究	統計の作成の方法又は統計的研究の	
	の方法を確認するため、受託機関	方法の確認をするために必要な事項	
	等が特に必要と認めた事項		
4	統計成果物の公表状況	研究成果等の公表状況	

匿名データのみについて適用

◆ 匿名データの複数回複写の採用

これまでは、複製1回の原則(提供した匿名データ1ファイルについて、当該ファイルを別の媒体に複写する行為は1回に限定し、当該媒体の複製ファイルが消去されない限り、別の媒体への複写は認めない)が適用され、複数の利用者が異なる場所で利用する際は、利用場所に応じて、ファイルの申請を行うこととしておりましたが、改正法では、利用者の利便性を考慮し、複数の利用者が1ファイルのデータを共同又は複写して利用することも可能としております。

ただし、改正法では、統計センターが定める「匿名データに係る管理簿」(以下「管理簿」という。)を用いて適切にデータ管理を行っていただくことを前提としておりますので、利用者全員の利用場所や、複製日、データを消去した日などを記録していただき、管理簿はデータ返却時に提出してもらいます。なお、利用に当たり、匿名データを取り扱う者を明確にした上で、適正管理に関する責任者を配置するとともに、適切な措置に努めていただけますようお願いいたします。

◆ 適正管理措置の規定

適正管理措置を講ずるべき主体(公的機関等、法人等、個人)ごとにカテゴリー(組織的措置、人的措置、物理的措置、技術的措置)分けを行って規定し、どの主体がどのような管理措置を果たすべきか明確にしております。

申出者区分	組織的	人的	物理的	技術的	その他
	管理措置	管理措置	管理措置	管理措置	
公的機関等又は	公的機関等又は		<u> </u>	\circ	
法人等	O	O	O	O	
個人	_	_	0	0	0

[具体的な措置内容]

一タの適正管理に係る基本方針を定めること。当該基本方針に
データの適正管理に関する考え方、関係法令や規程等を遵守す
どを盛り込むこと。
一タを取り扱う者を明確にした上で、適正管理に関する責任者
るとともに、匿名データを取り扱う者の権限等について「管理
載すること。
受けた匿名データに関する事項、管理責任者、利用者の範囲、
、利用状況等を記載した「管理簿」を整備すること。
ータの適正管理に関する措置の内容を盛り込んだ規程(※)を
匿名データを取り扱う者に周知徹底すること。(※既存の規程

	ファムとの声字が全されて担人は、火井中和と海田上ファルエマやし上
	にこれらの要素が含まれる場合は、当該規程を準用することも可能とす る。)
	の実施状況等について把握・分析の上評価し、必要な改善を行うこと。
	⑥ 匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を
	整備すること。
	① 匿名データを取り扱う者に対し、関係法令や規程等の内容、研究倫理
人的管理措置	等について適切な教育及び訓練を行うこと。
	① 匿名データの利用場所(匿名データファイルの保管を含む)は、施錠
	可能な物理的な場所に限定されるとともに、匿名データの利用時に匿名
	データの利用場所に存在する者が制限される、又は何らかの確認行為が
	行われるなど、利用場所への入退室管理を行うこと。
	② 匿名データが限定された媒体に格納され、当該媒体が施錠可能なキ
物理的管理措置	ャビネット等に保管されること。また、匿名データを利用する電子計
	算機がワイヤー等で固定されること。さらに、利用場所から匿名デー
	タが不正に持ち出されないための保安対策が図られていること。
	③ 複製した匿名データ及び集計作業等によって生成される中間生成物
	の削除、匿名データ等が記録された機器等の廃棄は、専用ツールを用い
	るなどにより、復元不可能な手段で行うこと。
	① 匿名データを使用する情報システムに識別及び主体認証、スクリーン
	ロック等の不正操作対策が図られ、利用者以外の者が匿名データ及び中
	間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないこと。
	② 匿名データを使用する情報システムに、コンピュータウイルス対
	策、セキュリティホール対策等の不正アクセス行為防止措置が図られて
壮华的英丽世里	いること。
技術的管理措置	③ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外
	の者が使用する電子計算機を利用する場合は、オフラインで集計作業等
	を行い、作業後は当該電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留さ
	せない、ダウンロードやアップロードの監視を行うなど、匿名データ及
	び中間生成物(廃棄物含む)の漏えい等事故を防止するための措置が行
	われること。
	① 匿名データの提供を受けた者が、匿名データの適正管理に関して相当
	の経験を有するか又はそれと同等以上の能力を備えること。
この40世界	② 「管理簿」を整備し、利用者ごとの利用状況を記録すること。
その他の措置	③ 匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生又はその兆候を把握した場
	合は、直ちに、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措
1	1
	置を図るとともに、統計センターに報告すること。